

埼玉県と女子栄養大学との相互協力・連携に関する協定書

埼玉県（以下「県」という。）と女子栄養大学（以下「大学」という。）は、相互の協力及び連携に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県及び大学が相互の密接な協力と連携により、健康・福祉・農林業・経済・教育・文化等の分野において協力し、豊かな地域社会の形成・発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（協力・連携事項）

第2条 県及び大学は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項の協力・連携に努める。

- (1) 県民の健康・福祉に関すること
- (2) 農林業に関すること
- (3) 教育、文化、人材育成に関すること
- (4) 経済・観光振興、環境に関すること
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項

（実施条件）

第3条 県及び大学は、前条に掲げる事項の個別事業の実施に係る条件及び経費負担等について別途協議し、覚書を交わすことができる。

（協議事項）

第4条 県及び大学の相互協力・連携による事業を円滑に推進するため、県又は大学の求めに応じ協議の場を設けるものとし、その運営はそれぞれ埼玉県企画財政部計画調整課及び女子栄養大学広報部学園広報担当において実施する。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、県及び大学が別途協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、県及び大学はそれぞれその1通を所持する。

平成23年11月 7日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県

埼玉県知事

上田清司

埼玉県坂戸市千代田三丁目9番21号

女子栄養大学

学長

香川 亨子